

外国人幼児等の受入れにおける 配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



文部科学省

| | | | |
|---|---------|--|---------|
| 【本資料の作成に当たって】 | 1 | (3)家庭との連携における配慮 |19 |
| 1. 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方 | 3 | Q11 保護者への対応で留意することはありますか。 |19 |
| 2. 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A | 5 | Q12 保護者への連絡ではどのような配慮が必要ですか。 |21 |
| (1)受入れにおける配慮 | 5 | (4)関係機関との連携における配慮 |23 |
| Q1 入園相談で大切なことはありますか。 | 5 | Q13 小学校以降の生活や学習との円滑な接続を踏まえ、 幼稚園で配慮することはありますか。 |23 |
| Q2 外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方が よいことはありますか。 | 7 | Q14 入学に当たって、小学校とはどのような情報共有が必要ですか。・・・25 | |
| Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。 | 9 | Q15 外部の関係機関等との連携で留意することはありますか。26 | |
| (2)指導における配慮 |11 | | |
| Q4 外国人幼児等の指導ではどのような配慮が必要ですか。 |11 | | |
| Q5 幼稚園での生活に戸惑いを感じている外国人幼児等に対して、 どのような配慮が必要ですか。 |12 | | |
| Q6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。・・・13 | | | |
| Q7 外国人幼児等の母文化等について、教師はどのような 姿勢で臨む必要がありますか。 |15 | | |
| Q8 外国人幼児等の健康管理ではどのような配慮が必要ですか。16 | | | |
| Q9 日本人幼児と外国人幼児等との関わりでは、どのような 配慮が必要ですか。 |17 | | |
| Q10 園内体制で留意することはありますか。 |18 | | |

本資料の作成に当たって

外国人の子供が増加している中、入国管理法の改正等により今後一層の増加が見込まれ、その受入れは重要な課題であり、学校におけるきめ細かな指導を充実していく必要があります。そうした中で、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(平成31年3月)が発行されるとともに、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～」(令和元年6月17日)が報告されました。

幼稚園、認定こども園等においても、外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等(以下「外国人幼児等」という。)の円滑な受入れは喫緊の課題となっています。外国人の子供等の受入れに当たっての基本的な考え方は学校種によって異なるものではありませんが、幼児期は、遊びを通した総合的な指導など、幼稚園教育の特性を踏まえた配慮も必要です。そのため、本冊子では、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)と併せてお読みいただく資料として、幼稚園における配慮事項等について取りまとめました。なお、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」では事例等も掲載されており、本冊子と併せてお読みいただくことにより、受入れに当たっての基本的な考え方や配慮事項について理解を深めるとともに、子供の成長を長期的な視点から捉えて発達や学びをつなげていく示唆ともなります。

外国人の子供等との共生が、日本の子供たちの成長にもつながることを踏まえ、外国人幼児等について、幼稚園及び地域の実態に応じた取組が推進されていくことを期待しています。

外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版

- 序章 本書のねらいと構成
本書のねらい／本書の主な対象者と構成／本書の活用法／外国人の受入れ拡大と共生に向けて
- 第1章 外国人児童生徒等の多様性への対応
日本語指導が必要な児童生徒とは／外国人児童生徒等の増加／外国人児童生徒等の多様な背景／外国人児童生徒等が直面する課題／外国人児童生徒等を受け入れる学校の課題／行政上の課題
- 第2章 学校管理職の役割
温かい面接を工夫する／担任を支え、保護者との信頼関係を築く／日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する／児童生徒の成長を担当と見守る／全教職員で取り組む体制をつくる／地域連携をコーディネートする
- 第3章 日本語指導担当教師の役割
日本語指導担当教師の4つの役割／日本語指導の基本的な考え方／日本語指導のプログラム／指導計画の作成(日本語指導のコース設計)
- 第4章 在籍学級担任の役割
在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ／外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導／共生の教育と学級の国際化／保護者への対応と進路指導
- 第5章 都道府県教育委員会の役割
施策の推進方針の策定／推進体制の整備／人材確保と育成について
- 第6章 市町村教育委員会の役割
教育委員会が直接行う支援・指導／連絡協議会等を通じて行う支援・指導



1. 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方

幼稚園教育では、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導を基本としており、幼稚園教育要領解説では、「一人一人の幼児を理解するに当たっては、その幼児のもつ生活習慣や家庭環境などを踏まえることが必要である」旨を示しているほか、「一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、幼児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である。」としていることを踏まえつつ、幼稚園教育要領やその解説に示している以下の内容について、配慮を行うことが大切です。

(幼稚園教育要領)

- ・ 安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- ・ 一人一人の実態は、その在留国や母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、さらには家庭の教育方針などによって様々であること。
- ・ 一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要であること。
- ・ まず教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに関心をもち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握すること、その上で、その幼児が教師によって受け入れら

れ、見守られているという安心感をもち、次第に自己を発揮できるよう配慮すること。

- ・ 教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮すること。
- ・ 様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得ること。
- ・ 保護者は自身が経験した幼稚園のイメージをもっているため、丁寧に園生活や園の方針を説明したりすること。



2. 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ & A

(1) 受入れにおける配慮

Q1 入園相談で大切なことはありますか。



保護者は、日本の学校に初めて触れる可能性があります。外国人幼児等や保護者の母文化等との違いがあること、日本語による意思疎通が困難であることなどから、戸惑いや不安を感じたり、尋ねたいことや伝えたいことがあっても言い出せなかったりするかもしれません。そのため、入園の相談等では、温かな雰囲気づくりを心掛けましょう。

日本の幼稚園では当たり前なことであっても、その保護者の母国等ではそうではないかもしれません。日本語が話せても、日本の幼稚園について知っているとは限りません。このような状況を踏まえると一度に多くのことを説明すると困惑することも考えられます。そのため、入園相談で説明する内容や資料は、より丁寧な方がよいのか、精選した方がよいのか考える必要があります。文化等は国や地域等によって異なるので、どのような内容を丁寧に説明した方がよいのかは一律に決めることはできません。外国人幼児等やその保護者の母文化等について事前に調べ、教育制度、文化、習慣、宗教などの違いを踏まえた説明をするように心掛けましょう。入園相談を予定している保護者と同じ母国の幼児を受け入れている幼稚園があれば、その幼稚園が受入れで留意したことなどを尋ねることが考えられます。ただし、一つの国でも、宗教、地域、家庭などによって、生活習慣等は異なるので、保護者の要望等をしっかりと聞き取り、理解しようとする姿勢が相手に伝わるようにすることが重要です。

そして、幼稚園での日々の生活や行事の様子を映像や写真などで紹介し、保護者が日本の幼稚園での生活の流れなどを具体的にイメージできるように伝えましょう。その際、公立の小学校のように就学指定があるわけではなく、保護者の要望等に応じて様々な選択肢がありますので、保護者が、幼稚園に通ってからの外国人幼児等と保護者自身の生活の様子などがイメージできるように情報を提供することが望まれます。例えば、幼稚園への入園年齢や預かり保育の有無、登降園の方法、給食・弁当の対応などに関する説明が考えられます。

入園相談では、保護者と園長等が、重要な情報についてできる限り正確に意思疎通できることが重要です。通訳の派遣について自治体に相談したり、多言語資料、翻訳機、対訳リスト等を準備したりするなど、保護者が少しでも理解しやすい伝達方法を工夫することが大切です。また、入園の手続きに関する書類は、多言語化したり、短い日本語の文に修正したり、漢字にルビを振ったりして、保護者に分かりやすい資料となるように心掛け、その場で保護者に確認をとりながら記入するとよいでしょう。入園相談は、保護者の立場になって考え、事前の準備と丁寧な対応が必要です。



Q2 外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方がよいことはありますか。

外国人幼児等の受入れでは、日本人幼児の受入れと共通な面もありますが、異文化ゆえの配慮も必要です。しっかりと配慮した受入れ体制をつくるためには、保護者の要望や外国人幼児等の状況を理解しておく必要があります。そのためには、外国人幼児等のプロフィールや家庭環境等を記載するための書式（項目）を決めて、作成するようにしておくといでしょう。

【書式の項目の例】

- ・ 成育歴（来日前の就園状況等）、国籍等
- ・ 来日年齢と滞在期間や日本語の習得状況
- ・ 保護者への連絡方法や緊急連絡先
（保護者、日本語が通じる人、会社などの電話番号）
- ・ 家庭内での言語使用状況、配慮事項（宗教、習慣、食べ物など）
- ・ 本名と呼称、保護者本名と呼称

特に、名前は個人のアイデンティティの根源なので、呼び方などを確認しましょう。例えば、南米出身の方の名前は、アルファベット表記をされていても英語的な発音とは異なります。中国などの漢字表記についても、日本語の漢字の読み方と異なることがあります。本名の表記と発音について確認した上で、普段の幼稚園生活における表記や呼び方（本名又は通り名等）について保護者に確認しましょう。そして、ロッカーや靴箱等の表記についても、

外国人幼児等が分かりやすい表記方法を保護者と相談しておくといでしょう。

また、滞在期間により必要な支援も異なってくることに留意が必要です。保護者が、幼稚園に期待することについて確認することも大切です。例えば、滞在期間が短く、日本の文化や風土に触れることなどを目的とした体験的な入園なのか、長期滞在を見通して日本語を習得し、小学校への就学なども考慮に入れているのか、保護者が入園に当たってどのようなことを期待しているのかなどを確認しておくことが考えられます。

多くのことを一度に説明したり確認したりするのではなく、状況に応じて徐々に確認していくことも大切です。また、確認したつもりでも相手に伝わってなかったり、滞在年数等の状況が変わったりすることもありますので、折に触れてコミュニケーションを図り、幼稚園と保護者が徐々に相互理解を深めていくようにします。



Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

【保護者に伝えることの例】

- ・ 当面必要な持ち物
- ・ 施設の使い方
- ・ 園の電話番号
- ・ 主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・ スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・ 園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険
- ・ 幼稚園の一日の流れ
- ・ 園長・担任教師の名前
- ・ 遅刻欠席の連絡方法

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との登園や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることなどを伝え、安心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。



(2) 指導における配慮



Q4 外国人幼児等の指導ではどのような配慮が必要ですか。

幼児は安定した情緒の下で自己を発揮することにより発達に必要な体験を得ていきます。このことは、外国人幼児等も同じです。そのため、幼稚園生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要です。

したがって、教師は外国人幼児等に受容的な態度で臨み、そのことをその幼児自身が感じ取れるようにすることが大切です。母語で挨拶をしたり、興味のある遊びを一緒に楽しんだりする中で、信頼関係を築き、幼稚園生活を楽しめるようにしましょう。徐々に幼稚園での生活に慣れていく中で、自然に日本語に親しむことができるように配慮することも大切です。遊びを通して日本語に親しんでいく活動は多様ですが、外国人幼児等も楽しめるような配慮が必要です。例えば、歌や絵本などでは以下が考えられます。

例) 歌：動きと言葉が結びつく手遊び歌、友達と一緒にリズムを合わせて体を動かして遊べる歌などを通して、リズムや音を楽しみながら日本語に親しむようになっていきます。そうして、次第に、体の部位や感情などの日常生活で使う言葉や動作などが入った歌や、追いかけて歌を活動で取り上げたり、歌の中で出てくる言葉のイラストを歌に合わせて提示したりすることなども考えられます。

絵本：絵だけである程度ストーリーが理解できるものや、同じ場面（出来事）や同じ言葉の繰り返しがあるものなど、外国人幼児等が親しみを感じ楽しめるものを選ぶことが考えられます。



Q5 幼稚園での生活に戸惑いを感じている外国人幼児等に対して、どのような配慮が必要ですか。

外国人幼児等は、慣れない環境の中で相当なストレスを感じています。自分のことをうまく表現できず、周囲に対して暴力的になることもあるかもしれません。外国人幼児等の心の動きを理解し、教師との信頼関係を基盤に、安心して幼稚園生活を送れる配慮が必要です。その際、外国人幼児等のもつ文化的な背景を踏まえ、外国人幼児等の姿から捉えていくことが大切です。

例えば、遊びの中で、外国人幼児等の母国の遊びや歌を取り上げることも考えられます。外国人幼児等が親しんでいる遊びなどを取り上げることで安心して自己を発揮し、他の幼児から遊び方を尋ねられたりすることで自分が認められていると感じたりできるかもしれません。外国人幼児等ができないことに目がいきがちになるかもしれませんが、得意なことを積極的に取り上げ、その幼児のよさを認め、自尊感情が高まるようにすることが大切です。

外国人幼児等ができないことについては、発達の過程にあるのか、わからなくてできないのか、生活習慣の違いから抵抗があつてできないのか、遠慮してできないのかなどを、外国人幼児等の姿から丁寧に捉えていくことが大切です。外国人幼児等が、ほとんど支障なく行動できているように見えても、自分の思いをうまく表現できずに戸惑っている場合や、他の幼児の様子を見て行動しており教師の言っていることが理解できていない場合もあります。外国人幼児等のもつ文化的な背景を踏まえつつ、一人一人の表情や様子を丁寧に見て、幼児理解を深めていくことが大切です。また、発達障害等の障害のある可能性が考えられる場合には、関係機関とも連携しましょう。



Q6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。

なかなかなじめない理由を考えてみる必要があります。外国人幼児等が何か話そうとすると、聞き返したり、正しい日本語を教えようとしたりして、正しい日本語を強いるような環境になっていないでしょうか。

外国人、日本人を問わず、幼児の発達は個々に異なります。他の幼児と比較して言語の獲得が遅れていると考えるのではなく、その幼児なりの発達や心の動きを受け止め、援助していく姿勢が大切です。例えば、幼児の言語を使った表現は、日本語、母語を問わずに曖昧で、要領を得ないことがあります。幼児が伝えたい気持ちを大切にすることで、幼児は教師等への信頼を深め、信頼する人と関わろうとする意識が高まっていきます。

外国人幼児等は、最初は、身振り手振りや母語で教師に気持ち等を伝えようとするかもしれません。その幼児なりのやり方を受け止めつつ、次第に日本語の使用場面を増やすことが考えられます。教師は、外国人幼児等に日本語で話をする際には、一緒に行動したり、身振り手振りを交えたり、イラストや写真を用いたりして、外国人幼児等が理解しやすい工夫をすることも考えられます。片付けなどの動きを伴うものは実際に教師が行動してみせたりするなど、視覚資料や身振り手振りの特質を踏まえて使い分けることも必要です。

外国人幼児等は、幼稚園での遊びや生活を通して、次第に日本語に親しんでいきます。教師は、外国人幼児等に単語のみで話し掛ける段階から徐々に単語をつなげた文で話し掛けるようになっていきます。単語をつなげた文でも、単純な構造の短い文から複雑な構造の長い文へと次第に変わっていきます。例えば、「～は（名詞）です」からはじまり、「～は（動

詞）します」、更には、誰と、どこで、どのようにといった要素を加え、複雑になっていきます。その際、助詞や副詞などの正しい使い方に留意して話し掛けるようにすることが大切です。また、外国人幼児等が間違った発音をした場合、訂正するのではなく、正しい発音で「○○のことね」とさりげなく正しい発音を繰り返すことも考えられます。特に、清音と濁音、直音と拗音、促音、長音などについては難しい場合があるので、留意が必要です。教師は、幼児にとって身近なモデルであり、教師の日々の言葉や行動する姿などが幼児の言動に大きく影響することを認識するとともに、幼児が幼稚園での生活を楽しみ安心して自己発揮することは、外国人、日本人を問わず、幼児の健やかな発達にとって重要なことも再確認しておく必要があります。

なお、今後、長期間にわたって日本で生活する場合、外国人幼児等は二言語を獲得しなければならない可能性があります。幼い時期に来日した子供は、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、保護者との関わりが難しくなる場合もあると言われていています。そのため、幼稚園では日本語、家庭では母語といった対応が考えられます。しかし、幼稚園では日本語を話さなければならないと外国人幼児等が思い込むことで、自己発揮できなくなったり、幼稚園生活に不安を感じたりすることも考えられます。母語の使用が気持ちの安定に効果的な場合もあります。外国人幼児等の気持ちを受け止めながら、無理なく自然に日本語に親しんでいけるようにすることが大切です。



Q7 外国人幼児等の母文化等について、教師はどのような姿勢で臨む必要がありますか。

幼児が安心して幼稚園での生活を送るためには、教師がありのままの幼児の姿を受け止めることが重要です。このことは外国人幼児等についても同様であり、教師は、外国人幼児等のもつ文化的背景も踏まえて、その幼児を受け止めていくという姿勢が大切です。

個人差はありますが、子供がアイデンティティを確立しようとする頃、母語や母文化と向き合う時期が訪れます。外国人幼児等の母語、母文化、母国に対して誇りをもって生きられるよう配慮することが大切です。

例えば、日本になじもうとすればするほど、母語だけでなく母国に関わる全てを否定しようとする場合もあります。また、外国人幼児等に「すっかり日本人みたいだね」と嬉しそうに声を掛けたりすると、日本人と同じでなければ自分は受け入れてもらえないと誤解をしてしまう恐れもあります。教師が、習慣や言葉の違う外国人幼児等を、どのような視点で見つめ、対応するかによって、その幼児の気持ちや行動は変容していきます。生活習慣や宗教に関わる行動などについて必ずしも日本の習慣に合わせさせるのではなく、外国人幼児等の考え方や文化を受け止め、学級の他の幼児にも文化の違いとして受け止められるような指導が求められます。

外国人幼児等を受け入れることは、在籍している幼児にとっても異なる習慣や行動様式をもった外国人幼児等と関わり、それを認め合う貴重な経験につながります。グローバル化が進展する中、教師自身が、互いの文化を尊重し合い、共生していくといった広い視野をもつことが大切です。



Q8 外国人幼児等の健康管理ではどのような配慮が必要ですか。

日本語や日本の生活に慣れないうちは、体調を崩しやすく、精神的に不安定になりやすいことがあります。ストレスが様々な形で表れることがあるので、サインを見逃さないようにすることが大切です。

外国人幼児等の体調が悪いときの意思伝達の方法についてあらかじめ検討しておくとい良いでしょう。例えば、日本の生活に少し慣れてきたら、「頭」「おなか」「手」「足」など、単語をゆっくり繰り返しながら部位を押さえて日本語を教えたり、体調に関するやり取りを多言語化した資料を作成したり、人の体のイラストを用いて痛い箇所を外国人幼児等が指差したりすることが考えられます。

健康診断や発育測定に当たっては、母国で保護者も経験したことがない項目があったり、人前で肌を見せられないなど、その国特有のタブーがあったりする場合があるので、事前に保護者に説明することが大切です。まだ受けていない予防接種がある場合は、市町村の健康担当課に相談するように保護者に勧めることも考えられます。

外国人幼児等が体調を崩したときに、保護者への連絡が難しい場合があります。緊急の連絡をどのようにするか、例えば、保護者の勤務先で通訳をしてくれる人の有無など、日本語ですぐ連絡をとることができる方を入園後早い時期に確認しておくことも重要です。



Q9 日本人幼児と外国人幼児等との関わりでは、どのような配慮が必要ですか。

日本人幼児も外国人幼児等もそれぞれが自己を発揮し、互いに認め合い支え合っているような関係を築いていけることが大切です。

豚肉が食べられない、他の幼児と一緒に水着に着替えることができないなど、宗教や母国の習慣などで特別な事情がある場合には、外国人幼児等を特例として一方的に他の幼児に認めさせるのではなく、その文化について他の幼児に分かりやすく説明し、多様な文化に対する興味や関心を育んだり、多様性を受け止める機会となったりするようにすることが大切です。

また、同じ言語を使う外国人幼児等が複数名在籍すると、同じ言語を使う外国人幼児等だけで活動することが多くなり、日本語に親しむ機会が少なくなる場合があります。日本人幼児と外国人幼児等の触れ合いを通して、自分とは異なる文化、生活習慣、言語などをもつ人と一緒に活動する楽しさをそれぞれの幼児が味わえるようにするとともに、外国人幼児等が日本語などに親しむことができるように配慮することが大切です。七夕や節分などの行事は、外国人幼児等が日本の文化に触れる貴重な機会ともなります。外国人幼児等の国や地域の行事や遊びを取り上げることも考えられます。多様な活動の中で多様な幼児と関わることで、幼児は自己の世界を広げていきます。

外国人幼児等の受入れは、外国人幼児等にとっても日本人幼児にとっても、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながることを踏まえ、日本人幼児、外国人幼児等を問わず、日々の遊びや生活の中で様々な幼児と関わり合いながら自己を発揮できるように支援をしていくことが大切です。



Q10 園内体制で留意することはありますか。

担任教師だけではなく、園長のリーダーシップの下、教職員全員で考えていく姿勢が重要です。外国人幼児等が来日した理由や滞在期間等も踏まえつつ、外国人幼児等をありのままに受け入れ、「日本社会への同化を強要するのではなく、外国人幼児等の気持ちを受け止め、文化的な違いを理解する姿勢を示した上で、どうしてほしいのか・どうしたらいいのかを外国人幼児等やその保護者とともに考える」、「外国人幼児等だけでなく多様な幼児一人一人が幼稚園での生活を十分に楽しむようにする」という基本姿勢を幼稚園全体でもてるようにすることが大切です。また、必要に応じて、個別の指導計画の作成についても幼稚園全体で協議していくことが考えられます。

そして、幼稚園全体で基本姿勢を共有し、取り組んでいくためには、園内研修が有効です。園内研修では、どのような研修を計画するとよいか情報を集めることから始めましょう。例えば、受入れで大切なこと、幼稚園での生活、全ての幼児にとって安心できる学級づくり、多文化共生、保護者との連携などの視点が考えられます。

研修等の中で、外国人幼児等の母文化、母国等に関して多様な情報が得られるかもしれません。これらの情報を活用した幼稚園における配慮は、外国人幼児等の実態やその保護者の要望等を踏まえ、全教職員で検討することが大切です。



(3) 家庭との連携における配慮



Q11 保護者への対応で留意することはありますか。

幼児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の幼児に対する理解を深めるとともに、幼稚園での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切です。その際、保護者のもつ文化的な背景を踏まえることが重要です。

日本人相互では、基本的に文化的背景や生活習慣が同じであることを前提に話をすることが多くなっています。しかし、国によって文化的背景や生活習慣が異なることから、説明したつもりでも母国と制度が大きく違ったり、価値観が異なったりするため理解に食い違いが生じることがあります。事前に母国の諸般の事情を認識することは、保護者との関わり合いにおいてとても重要です。登降園時など、できる限り保護者との関わり合いに努め、困っていることはないか、外国人幼児等が生活習慣等の違いで戸惑っていないかなど、心配している教師の思いを伝え、保護者が話しやすい雰囲気をつくり、相互理解を深め、保護者自身が幼稚園での生活を楽しめるように配慮することが大切です。保護者が幼稚園での生活を過ごす中では、行事への参加や準備、保育参加等を通じて、保護者が相互に関わり合う機会もあります。このような機会を捉え、保護者同士がつながりを深めていくことができるように効果的に活用していきましょう。

そして、こういった姿勢は円滑な受入れにおいても同様です。受入れ予定の外国人幼児等と同じ母国の幼児を受け入れている幼稚園があれば、その幼稚園に、受入れに当たっての留意事項を相談することが考えられます。母国

でどのような教育制度、生活習慣の中で生活してきたか等を理解するための資料をまとめている都道府県などもあるので参考にすることも考えられます。ただし、一つの国でも、宗教、地域、家庭などによって、生活習慣等が異なることには十分に留意が必要です。

文化的背景や生活習慣の違いの例)

- ・イスラム教圏の子供たちの場合、給食(食材、ラマダン(断食))、体育(服装、着替え)、健康診断(宗教や生活習慣上、人前で上半身裸になれない場合がある)に配慮が必要な場合がある。
- ・冷たい食事をする習慣がない国や地域があるなど、日本の弁当に関して丁寧な説明が必要な場合がある。
- ・表情や仕草に関しては以下のように捉えられることもある。
 - 笑顔で話し掛ける⇒にやにやして気持ち悪い
 - 「こっちに来て」の手招き
⇒「あっちに行け」と嫌われた
 - 頭をなでる⇒東南アジアでは頭はその人の精霊が宿るところなので、触られたくない
 - 左手で物の受け渡し⇒ヒンドゥー教では左手が不浄なので無礼にあたる
- ・母国では雨が降ったら学校は休ませていた、弟や妹の世話をすするため休ませてもよいなど、欠席に関することや時間厳守に対して認識が異なる場合がある。



Q12 保護者への連絡ではどのような配慮が必要ですか。

保護者への連絡では、通訳の活用、多言語化した資料の作成、翻訳機の活用、写真や動画などの視覚資料の活用、外国人にも分かりやすい日本語の使用などが考えられます。それぞれの特徴等を踏まえて、状況に応じて活用することが大切です。

保護者に正確に伝える必要がある大切なことについては、通訳を介したり、多言語化したお知らせ等を活用したりするなど、保護者に誤解なく伝わる手段を確保することが望めます。

保護者の母語で幼稚園からのお知らせ文書を作成することが困難である場合、ルビをふったり、難しい用語を平易に言い換えたり、文を短くして文の構造も単純に分かりやすくしたりするなど、日本語の習得が十分ではない者にとって理解しやすい日本語とすることが考えられます。重要なお知らせには、目印を付けたり、「DAIJI」などと大きく表示したりすることも考えられます。また、お知らせ文中で特に重要な箇所には、下線を引いて目立つようにしたり、ローマ字やひらがなを付記したりすることも考えられます。「日本語が分からないからお知らせを読まない」ではなく、保護者が、「重要なことが書いてあるからお知らせの内容を理解する必要がある」、「理解できないことについては幼稚園等に尋ねよう」という気持ちがもてるようにすることが大切です。

一方、登降園時などの日常的な会話では、翻訳機の活用、視覚資料(実物、絵、写真等)の活用などが考えられます。日本語を話すときには、ゆっくり、はっきりと話し、似たような意味で簡単な単語や表現に置き換えたり、質問する場合には、単語で答えられる質問や、「はい」「いいえ」で答えられる質

問にしたり、最も言いたいことに絞って話したりすることが考えられます。もし、自分の日本語の分かりやすさに不安を感じる際には、一度、自分の話を録音して聞いてみたり、文字に書き起こしてみたりするとよいでしょう。翻訳機を使用する場合でも、誤訳のリスクを低減するために、文を短くして文の構造も単純に分かりやすくするなどするとよいでしょう。

身振り手振りなどのジェスチャーで言葉を補う方法も有効です。ただし、ジェスチャーの意味が文化によって異なる場合もあることに注意が必要です。英語の単語を入れて話したり、漢字を書いて見せたりなど、外国語や外来語を入れて話すという方法もありますが、元々の外国語と意味が異なっているものもあるので、注意しましょう。

幼稚園から家庭への連絡事項だけではなく、家庭から幼稚園への連絡事項もあります。欠席の連絡など、定型的な連絡については多言語化して、保護者に渡しておくことも考えられます。また、災害時等も想定した緊急時の連絡の方法についても、あらかじめ決めておくとうよいでしょう。

多言語によるお知らせ様式(学校通知文例集、学校からのおたより、保護者への連絡文書例等)、外国人に分かりやすい日本語の話し方や書き方の例、多言語による家庭から学校への連絡カードなどをサイトに掲載している自治体もあるので、参考にしてください。また、かすたねっと(<https://castanet.mext.go.jp/>)では、保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料や多言語の学校関係用語を検索できます。



(4) 関係機関との連携における配慮



Q13 小学校以降の生活や学習との円滑な接続を踏まえ、幼稚園で配慮することはありますか。

日本語の習得については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付くと言われていました。したがって、幼稚園生活を通して次第に身に付いていくと考えられます。しかし、教師の指示を他の幼児の行動や教師の身振り手振りを手掛かりに理解しており、日本語は理解していないこともあり、小学校以降の学習場面で言語を使って思考を進めることができず、学習につまずく可能性があります。そこで、就学に当たっては、5歳頃には、日本語をどの程度理解する力をもっているかなど、一人一人の外国人幼児等の日本語やコミュニケーションの力を確認する必要があります。そして、それぞれの外国人幼児等の日本語の理解力に応じて、

- ・日本語の獲得を意識した教師の言葉使いや絵本等の環境づくりに配慮する。
- ・小学校入学後の生活を見通して、入学までの1年間、ゆとりをもって段階的に日本語の語彙を増やしたり活用したりできるように指導していく。
- ・必要な場合は、個別の指導を行うことも考えられる。その際、教え込みではなく、遊びを楽しむ中で、言葉の意味を理解したり、相手に分かるように話をしたりするように促す。

などを通して、日本語で他の幼児と言葉を交わしたり伝え合ったりする楽しさを味わい、表現する意欲を十分に味わえるようにすることが大切です。

幼児期は言語を体系的に教える時期ではありませんが、外国人幼児等の家

庭内の言語環境によっては小学校の入学時までに獲得した言葉の数が他の幼児に比べて少ない場合もあることなども踏まえ、多様な体験を通して多様な日本語に触れ、親しんでいくことが大切です。

そして、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培っていくことが大切です。

外国人幼児等の文化的な背景も踏まえた上で、小学校以降も含めた長期的な発達を見通して、幼児期にふさわしい遊びや生活を通した幼稚園教育を行うことが大切です。



Q14 入学に当たって、小学校とはどのような情報共有が必要ですか。

外国人幼児等は、幼稚園での遊びや生活を通して、次第に、日本語に親しんでいくとともに、日本の学校教育や集団での生活にも慣れていくことでしょう。幼稚園で育んできたことを小学校教育につなげていくためには、外国人幼児等の姿を小学校に伝え、幼稚園と小学校が共に必要な支援等について考えていく姿勢が大切です。特に、支障なく幼稚園での生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しており、教師の言っていることを理解していない場合もあります。日本語をどの程度理解できるのか、外国人幼児等のもつ文化的な背景等を踏まえて幼稚園において配慮したこと等について、保護者の理解を得つつ、小学校に伝えることが大切です。小学校では、必要に応じて特別な教育課程を編成したり、通訳の活用や教材の工夫などの配慮をしたりすることもあります。幼稚園の教師は、そうした小学校での配慮等について理解した上で、当該幼児が小学校において必要な支援を受けられるように、外国人幼児等の姿をしっかりと小学校に伝えていきましょう。

また、小学校や自治体等とも連携して、保護者に小学校での生活や学習について説明することも大切です。幼稚園と小学校では、準備する持ち物も1日の生活の様子も異なります。日本の幼稚園での生活に慣れてきていても、日本の小学校について知っているとは限りません。小学校と連携して、丁寧な説明を心掛けましょう。説明に当たっては、文部科学省において作成している就学ガイドブック (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm) を活用することも考えられます。



Q15 外部の関係機関等との連携で留意することはありますか。

外国人幼児等の支援について、自治体はもとより、地域で活動する多様な団体・機関等と連携を図りながら取り組んでいくことが考えられます。例えば、近隣の大学や公的な機関など（例えば、教育委員会、公民館、国際交流協会、NPO等）からの人材の派遣・紹介の活用などが考えられます。また、地域において、言語、文化などに関する経験や知識が豊富な方からの協力を得ることも考えられます。

近隣の大学や公的な機関に依頼する場合、外国人幼児等に対応するときの心得や幼稚園との約束事などを事前に周知するように心掛けましょう。受け入れる幼稚園側は、彼らが活動しやすい環境整備を心掛け、幼稚園の活動への理解と協力を促すよう努めましょう。特に、どの部分を担任教師をはじめとする教職員が担うのか、その上で何をお願いしたいのか等、事前に役割分担について話し合うなどして、共通理解の下に指導に当たることが大切です。また、発達障害等の障害のある可能性が考えられる場合には、特別支援学校や都道府県・政令指定都市に設置されている発達障害者支援センター等の関係機関とも連携しましょう。国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターのホームページに「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」(<http://www.rehab.go.jp/ddis/日本の取り組み・世界の動き/>) が掲載されていますので、参考にすることも考えられます。

なお、幼稚園と保護者とのやり取りの中には、保護者が他者に知られたくない内容や個人情報などが含まれる場合もあることから、保護者の理解や同意を得た上で通訳をお願いする必要があります。



日本語指導については、自治体等による日本語指導者の幼稚園への派遣に加え、公民館等を利用した日本語指導の教室を開いている場合もあるので、幼稚園のある自治体の取組を調べ、活用することも考えられます。

外国人の子育てに関する自治体の支援やNPO等の活動は、自治体の国際理解や多文化共生等を担当している部署で把握している場合もあるので、その情報を活用することも考えられます。保護者は、様々に行われている支援を活用することにより、日本での生活を知ることができたり、同じ母国の人達とのネットワークが広がったりしていきます。

外国人幼児等を受け入れるための園内体制を整備するには、教職員の努力が不可欠ですが、学校外との協働体制の構築も重要です。その際、あくまでも主体は外国人幼児等の教育に責任をもつ幼稚園、教師側にあり、その目的、協力体制、具体的な役割について、外部機関等と確認しながら、良好な協働体制を構築することが大切です。



作成協力者

(敬称略)

- 相田 芳久 学校法人相愛学園焼津豊田幼稚園 理事長
- 井谷 正美 大阪市立愛珠幼稚園 園長
- 内田 千春 東洋大学ライフデザイン学部 教授
- 岡上 直子 元十文字学園女子大学 教授
- 波多江 誠 新宿区教育委員会教育支援課 統括指導主事
- 福岡 弘行 川崎市教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター 指導主事
- 福島 こず恵 群馬県教育委員会義務教育課 指導主事
- 福庭 千晶 愛知県教育委員会学習教育部義務教育課 主査
- 横山 真貴子 奈良教育大学教育学部 教授